

長崎市農業委員会 令和4年7月総会 議事録

- 1 日 時 令和4年7月28日(木) 14:00 開会
15:25 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(17名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博
松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(2名)
永岡 亜也子 山脇 貞雄
- 6 出席推進委員(23名)
池田 憲二 岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝 川添 孝則
城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生 鶴田 安明
中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世 濱口 敏夫
濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 三浦 孝路 村田美津枝
森内 悟己 森保 欣也 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(1名)
今村 秀喜
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年7月農業委員会総会を開会いたします。本日は、コロナウイルス感染拡大が進んでおりますので、できるだけ早く終わりたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、7月の農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、推進委員の出席は、23名でございます。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。柳川八百秀委員と山崎実男委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございます。

まず初めに、第1号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは第1号議案について御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2及び長崎県が策定した「市町農業振興地域整備計画事務処理要領第5の4の規定により、長崎市長から農業委員会に意見を求められているもので、今回除外と軽微な変更がそれぞれ1件ずつ、計2件の申請があっております。議案書の2ページを御覧ください。第1号議案1番です。申請者は、平間町に在住の〇〇さんで、目的は、農家住宅用地とするための農用地区域除外申請です。物件の所在地・地目等は、船石町在住の〇〇さんが所有する船石町の農地1筆、531㎡で、登記地目、現況地目ともに畑となっております。

変更理由ですが、申請者は現在、借家住まいで、親世帯と共に農業を行っていますが、農作業に従事できる人出が不足している中、今後は申請者が農業に従事する日数を増やすことが必要となることから、実家と圃場の近くであり、将来的に農地として活用見込みの

ない当該申請地を農家住宅用地として有効利用するためです。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。長崎自動車道多良見インターチェンジの南東に位置しております。次が、農用地区域の表示図です。次が、拡大した表示図です。申請地の北側は道路に面しており、東側は住宅に隣接し、農振白地となっております。次が計画平面図です。次が現地の写真です。現地調査につきましては、令和4年5月19日に〇〇農業委員及び〇〇推進委員にお願いしております。本議案についての意見については、現地確認を行っていただきました〇〇推進委員より報告をお願いします。

〇委員 本申請に伴う、農用地区域の除外については、実家と耕作している農地の近くである当該申請地を農家住宅用地として利用するためのものです。実家にある農作業用機械を利用しやすいことなど、今後の農業経営面や生活面から見た計画は適当であると判断されます。また、隣接地への影響の有無、経費等の検討を行った上での申請となっており、被害防除計画も適当と思われることから、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えます。報告は以上です。

〇係長 ありがとうございました。続きまして、議案書3ページを御覧ください。第1号議案2番です。申請者は、〇〇株式会社九州支店執行役員支店〇〇さんです。目的は、農用地区域内にある土地の用途区分を、農用地区域から農業用施設用地に変更しようとするものです。物件の所在地・地目等は、現川町に在住の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆568㎡のうち376㎡、及び現川町在住の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆363㎡、並びに所有は〇〇さんですが、代表相続人として〇〇さんが管理している現川町の農地1筆228㎡のうち20㎡で、3筆とも登記地目、現況地目は畑となっています。

変更理由ですが、新幹線トンネルの掘削工事の影響で、現川地区において水源の減水・枯渇が生じ、農業用水に支障をきたしたことから、地元地権者と鉄道運輸機構で協議を行った結果、恒久渇水対策農業用施設を設置することで合意がなされたものです。また、恒久的な施設を設置するにあたり、貯水槽・受水槽から配管による農業用水を送水するにあたり、落差を利用して下流域まで配水する計画としており、少しでも高台で施設規模の面積が確保できる場所を選定する必要があるため、当該申請地に設置しようとするものです。

変更しようとする申請地の位置につきましては、スクリーンを御覧ください。JR現川駅の南東に位置しております。次が、農用地区域の表示図です。次が、拡大した表示図です。次が、現地の写真です。こちらが〇番〇の写真、次が、〇番〇の写真、次が〇番の写真です。次が、配置予定図です。左側の〇番〇と〇番〇にまたがって受水槽、右側の〇番に貯水槽を設置する予定となっております。現地調査につきましては、令和4年7月15日に〇〇農業委員及び〇〇推進委員にお願いしております。本議案についての意見については、現地確認を行っていただきました〇〇推進委員より報告をお願いします。

〇委員 本申請に伴う、農業用施設用地への区分変更については、新幹線トンネルの掘削工事の影響により恒久渇水対策農業用施設を設置するものであり、地元の農業用水を確保

するためには必要であると考えます。また、申請地は、地元説明会時に候補地として関係地権者に説明を行い了承されていること、及び土地所有者からも内諾が得られているため、当該軽微な変更については許可相当と考えられます。報告は以上です。

○係長 ありがとうございます。第1号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案について説明がございましたが、この件につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

○委員 第1号議案の1番ですけれども、変更理由に、将来的に活用見込みがないというふうに理由を書いておりますが、どういうことですかね。何か全部を宅地で囲まれているとか、そういう状況ですかね。

○係長 農地として見込みがないということで記載していますが、申請者が複数の筆を持っている中で、当該農地については、耕作を御自身であることがないということで申請書に上がっております。活用するというのが、語弊があったかと思えます。申し訳ありません。

○委員 耕作しない、今、していないんですか。

○係長 今はしていないです。今、耕作をしておらず、今後も耕作する予定がないので、息子の農家住宅として活用したいということで、申請が上がっているところです。

○委員 農地であれば、耕作をしなければならない訳でしょう。それはちょっと理由にはならないと思いますので、この表現は削除しておいた方がいいのではないのでしょうか。将来的に農地としての活用見込みがないとか、ちょっと変だと思えますが、どうでしょうかね。他に、問題はありませぬので、後で検討していただいて、削除するかどうか検討してください。

○係長 表現等、語弊がないような形で、農業委員会の意見として返したいと思えます。御意見ありがとうございます。

○議長 他にございませんか。

○委員 2番の内容について教えていただきたいと思えます。トンネル工事で農業用水が枯れてしまったと。そこで、農地に受水槽あるいは貯水槽を作って農業用水に利用しようとする。農地をこういったものに活用することについては、私は問題ないと思っていますけれども、その後のことについて気になりましたので、そこを教えていただきたいと思

ます。この受水槽あるいは貯水槽の、今後の維持管理については、こういった形になるのでしょうか。ここは、農業委員会としてどうこういう問題ではないのでしょうか、そこが少し気になりました。

○係長 受水槽・貯水槽の今後の管理につきましては、現在、申請者と関係機関等々で協議中になっております。適正に管理するような形で最終的にはなるとは思うんですが、今のところまだはつきりと決定している状況ではございません。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ですが、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」の6番と関連がございますので、併せて審議を行います。それでは、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは第2号議案1番について御説明いたします。本件は第3号議案6番の5条許可申請と同一の案件となりますので、併せて御説明いたします。議案書の4ページ及び6ページを御覧ください。本件は、戸石町の〇〇さんが所有する川内町の農地2筆と、父親である〇〇さんが所有する隣接農地1筆について、〇〇さんの住宅建築の目的で許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。東工場の北東側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。赤い部分が第2号議案4条申請の〇〇さん所有の農地で、青い部分が第3号議案5条申請の父親の〇〇さん所有の農地となっております。次が、利用計画図でございます。雨水排水につきましては道路側溝に放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽から側溝へ放流されます。次が現地の写真です。赤枠が4条申請の〇〇さん所有の農地、青枠が5条申請の父〇〇さん所有の農地となっております。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 第2号議案1番と第3号議案6番の現地調査について御報告いたします。7月15日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。本件は本人所有の農地と隣接

する父の農地に住宅を建設するものです。周囲は市道と宅地に囲まれており、農地への影響はありません。また、雨水排水の状況、境界等に特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案及び第3号議案6番についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何か御意見、御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案及び第3号議案6番について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案及び第3号議案6番について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」6番以外の議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは、第3号議案について御説明いたします。議案書は、5ページを御覧ください。第3号議案1番から5番までは新幹線工事に伴う湧水対策として恒久湧水対策農業用施設設置に係る案件となっておりますが、中里町、船石町地区におきましては、平成29年7月にトンネル工事により現湧水事象が発生し、各地区に応急的な湧水対策設備を整備し、対応を行っておりましたが、令和3年4月に恒久的な湧水対策施設について関係地権者からの承諾が得られ、その後土地所有者の内諾も得られたことから、今回恒久的な湧水対策農業用施設設置のための転用許可申請を行うものでございます。また、今回の申請地は、農用区域内の農地であることから、原則として転用許可はできませんが、農用地利用計画において、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設される場合は、例外的に許可することとなっております。申請地に係る用途区分につきましては、6月の総会で、農用地から農業用施設用地への変更について異議なしとの意見をいただき、7月に手続きが完了し、今回の転用許可申請となっております。

それでは、第3号議案1番から順に御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する船石町の農地2筆について、〇〇JVが、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設である貯水槽を設置する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見インターチェンジの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。赤い部分が農地で、青い部分の山林

を併用して転用されます。次が、利用計画図と断面図でございます。赤い部分が貯水槽となります。雨水排水につきましては、側溝を設置して既存側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、1番から5番までを5番の説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き5ページを御覧ください。本件は、中里町の〇〇さんが所有する中里町の農地1筆について、第1号議案と同じく〇〇JVが、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設である貯水槽を設置する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、利用計画図と断面図でございます。赤い部分が貯水槽となります。雨水排水につきましては、側溝を設置し水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。

続きまして、3番について御説明いたします。議案書は引き続き5ページを御覧ください。本件は、中里町の〇〇さんが所有する船石町の農地2筆について、同じく〇〇JVが、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設である貯水槽及び給水スタンドを設置する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、利用計画図と断面図でございます。赤い部分が貯水槽となります。雨水排水につきましては、側溝を設置し水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。

続きまして、4番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する船石町の農地3筆について、同じく〇〇JVが、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設である貯水槽及び管理用地を設置する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、利用計画図と断面図でございます。赤い部分が貯水槽となります。雨水排水につきましては、側溝を設置し水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。

続きまして、第3号議案5番について御説明いたします。議案書は引き続き6ページを御覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する中里町の農地1筆と船石町の農地1筆について、同じく〇〇JVが、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設である受水槽を設置する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、利用計画図と断面図でございます。赤い部分が受水槽となります。雨水排水につきましては、側溝を設置し水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 1番から5番についての現地調査について御報告いたします。6月17日に私と○
○農業委員、事務局とで現地確認を行いました。本申請はトンネル工事により発生した湧
水対策として、恒久的な湧水対策農業施設を設置しようとするものでありますが、地元の
農業用水を確保するために必要な施設であります。各申請地については、地元地権者から
の了承や土地所有者の内諾を得られているほか、被害防除についても適切な計画が立てら
れており、雨水排水の状況、境界等特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上で
ございます。

○係長 続きまして、第3号議案7番について御説明いたします。議案書は7ページを御
覧ください。本件は、琴海戸根原町の○○さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆につい
て、西海町の○○さんが自宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につ
きましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の北東に位置
しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化
の傾向が著しい区域内にある農地で、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の
区域であり、おおむね500m以内に教育施設及び医療施設がある、第3種農地に該当する
ものと判断されます。次が、計画平面図でございます。雨水排水につきましては、側溝に
放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。現地調
査につきましては、○○推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。7月15日に私と○○農業委員、事務局とで
現地確認を行いました。本件は、一般住宅を建築するものですが、隣接農地に土砂が流れ
ないように土留工事や法面の保護を行います。また、日照や風通しなどを考慮し、建物につ
いては平屋建てとしており、農地への影響はないものと思われれます。雨水排水の状況、境
界等については、特に問題がないことを確認いたしました。報告は以上です。

○係長 続きまして、8番について御説明いたします。議案書は、引き続き7ページを御
覧ください。本件は、現川町の○○さんが所有する現川町の農地1筆及び現川町の○○さ
んが所有する現川町の農地1筆について、福岡市の○○株式会社九州支店が、九州新幹線
西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設設置のためのア
クセス道路建設の目的で一時転用の申請が出されたものでございます。申請地につつま
しはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。現川駅の南東に位置してしま
す。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域内の農地であることから、長
崎市に一時転用についての意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。また、
農用地区域外の農地については、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも
該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。
勾配がきついことから直線で道路をつくることができなため、図面のような道路の設計
となっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放
流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。こちらが○番○の

写真、次が、○番、○番○の写真になります。現地調査につきましては、○○推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。7月15日に私と○○農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は受水槽設置のアクセス道路として一時転用を行うもので、この受水槽はトンネル工事により発生した湯水対策として、農業用水を確保するために必要な施設であります。また、地元地権者からの承諾や土地所有者の内諾を得られているほか、現地についても特に問題ないことを確認いたしました。以上です。

○係長 続きまして、9番について御説明いたします。議案書は引き続き7ページを御覧ください。本件は、長浦町の○○さんが所有する長浦町の農地2筆について、琴海大平町の○○株式会社が、資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、○○推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。7月15日に私と○○農業委員、事務局とで現地確認を行いました。本件は、資材置き場として利用する計画ですが、申請地の周囲は、本人所有の農地を除いて、道路、山林、雑種地及び海に接しており、農地への影響はありません。また、雨水排水の状況、境界等、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○係長 続きまして、10番について御説明いたします。議案書は引き続き7ページを御覧ください。本件は、先月の総会で審議いただいた案件で、許可意見を付して県に進達すべきものとして決定していただいておりますが、転用許可申請に添付すべき開発行為許可申請について受理がなされなかったことにより、県の指導でいったん申請書を取り下げ、開発行為許可申請受理後に、再度、申請を行うこととなりました。今回、再申請がなされ、再度付議するものでありますが、開発行為許可申請も受理されており、転用内容につきましては変更ありませんので、説明については省略させていただきます。第3号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第3号議案1番から5番及び7番から10番についての説明と現地調査の報告がありましたが、この件について何か御意見、御質問などはございませんか。

○委員 ちょっと教えて下さい。9月23日が新幹線の開業ということで、新幹線がらみで1番から5番について、賃借権設定が令和5年3月31日ということで、この恒久施設は、先程の話でもありましたけれど、誰の持ち分で誰が管理して、令和5年3月31日以降はどうなるのか、地元の農業委員さんは協議会などでこの話をずっと聞かされていると思うんですけども、私達はよくわからないものだからですね。勉強のために教えてください。

○係長 先ほども同じような質問があったかと思うんですけども、最終的に出来上がった湧水対策施設について、どこが所管をして、どこがどんな管理をするのか、ということですね、機構や関係者、長崎市も含めて協議をしているところで、まだ最終的にどこがどれだけの部分を所管して管理をするというところは決まっておられません。今回の転用の申請につきましては、一旦業者が1年間工事をする間、その土地を賃貸借契約をして転用を行うということで、申請が出されているところであります。

○委員 よくわからないんですが、巷の話では、役所に管理させたいというような噂もあるんですが、その辺りの情報はありますか。

○事務局長 ○○委員もおられますので、○○委員からお答えいただくのがいいかと思うんですけども、今のところ全てが決定している訳ではないですけども、元々地域の皆さんが、川とか沢から水を引いて農業をされていたんですけども、その根っこが枯れてしまったということで、今、主に新しくボーリングをしたりとか、トンネルの中に水が流れ込んできているので、トンネルに流れ込んできている水を一旦地上にあげて、それをタンクに溜めて、地域の皆さまに使っていただくというのが湧水対策の大きな内容です。それで、今地域の皆さんとお話しをさせていただいているのは、根っこのタンクであったり、貯水槽は、行政側で管理をしようとする。それでその先の配管については、地元の皆さんでお願いをしたいというところで話は筋まとまりつつあるという認識でよろしいですかね。私もここ1、2年位この協議に入っていないので、概ねの流れはそういったことで進んでいます。よろしかったですか。

○委員 はい、いいです。

○委員 わかりました。一番難しい肝心なところと思いますので、その辺りよろしく願いします。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案1番から5番及び7番か

ら10番について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案1番から5番及び7番から10番について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」、ですが、4番は〇〇委員の同居の親族が対象の案件となっておりますので、個別に最後に審議を行います。それでは、1番～3番までの議案の説明と、現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。本件は、沖縄市の〇〇さんが所有する、田中町の農地2筆323㎡について、田中町の〇〇さんが10年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,256㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。7月14日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については、写真にありますように、みかんを栽培しています。また、現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き8ページを御覧ください。本件は、茂木町の〇〇さんが所有する茂木町の農地1筆1,008㎡について、長崎県農業振興公社が4年11ヶ月の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,008㎡について、4年11ヶ月の賃貸借により、茂木町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,354㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。6月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。また、現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。本件は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,524㎡について、長崎県農業振興公社が9年11ヶ月の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,524㎡について、9年11ヶ月の使用貸借により、琴海戸根町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,842㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。6月15日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については、柑橘類の栽培を予定しています。また、現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案1番から3番についての説明と、現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問などございませんか。

○委員 1番ですが、賃貸借料がちょっと群を抜いているんですが、これはどういうことですかね。ものすごく高いようですけども、他と比べて。

○係長 今、〇〇委員の御指摘のとおり、ちょっと金額が高いなと私たちも思っていたんですけども、特に何故この金額なんですかということは確認をいたしておりません。因みに貸し借りは兄弟でしているそうです。〇〇さんと〇〇さんは御兄弟という関係になります。

○委員 ちょっとこれ、場所的にはどうなっているのか、ハウスもなく、露地だったですよね。

○係長 露地のみかん畑です。

○委員 この辺の指導は、賃貸借料についてはできないんですかね。やはり、ちょっと考えられない値段なんですけれどもね。何かあるんですかね。

○係長 すみません。決定した根拠については聞きとりをしていないのと、通常金額を決めるに当たって事務局が特に高すぎではないですかとか、意見を述べるということについてはやっていないです。

○委員 まあ、当然そうだと思いますけれども、どうなんですかね、会長、この辺。ある程度のレベルには揃えておくというか、借り手が借りればよいという問題ではないと思うんですけどもね。もう少し近い値段だったら、いいんですけどもね。

○議長 そうですね、これはね、基本は相対なので、周囲にもいろんな影響が出てくると思いますが、どこまでその辺が介入できるものか、私も申し上げることができませんけれども、ちょっと高すぎると思います。それでいいですか。

○委員 はい、わかりました。ちょっとどうなっているのかと思ったものですから。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案1番から3番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案1番から3番について、計画相当と認めることに決定いたします。引き続き、第4号議案4番について審議いたしますので、〇〇委員は一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、第4号議案4番について、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 4番について御説明いたします。議案書は引き続き9ページを御覧ください。本件は、西山4丁目の〇〇さんが所有する川内町の農地1筆882㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆882㎡について、10年間の賃貸借により、戸石町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。今回は、使用貸借を賃貸借に変更して再設定するものであります。設定後の経営面積は、2,876㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。戸石小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員か

ら報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。7月14日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は使用貸借を賃貸借に変更して利用権の再設定を行うもので、利用については、野菜を栽培しています。現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案4番について、議案の説明と、現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案4番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案4番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは、引き続き議案の審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第5号議案について御説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の10ページから43ページにかけて掲載しております。議案書の43ページを御覧ください。43ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は下黒崎町の1,513筆261,246.45㎡でございます。

調査対象範囲につきましては、スクリーンを御覧ください。下黒崎町全体の航空写真でございます。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が9枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が8枚ほどございます。現地の立会いは、令和3年11月24日に〇〇推進委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第5号議案2番からの個別案件について御説明いたします。議案書の44ページを御覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が3件、合計筆数が8筆、合計面積が3,361㎡について、非農地通知申出書が提出されております。2番は、

福田本町の〇〇さんが所有する西泊の農地3筆で、面積は1,785㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三菱重工業(株)長崎造船所の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 西泊町3筆の現地調査について御報告いたします。7月14日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。現地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○係長 続きまして3番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地2筆で、面積は323㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番の写真、次が〇〇番の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。7月15日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして4番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海大平町の農地3筆で、面積は1,253㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ほどございます。現地の立ち合いは、7月15日に〇〇農業委員のお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案について議案の説明と現地調査の報告がありましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農地の賃借料情報の提供について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○係長 それでは、第6号議案「農地の賃借料情報の提供について」御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。平成21年の農地法の改正により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、農業委員会が、実勢の賃借料情報を提供するものでございます。賃借料データにつきましては、令和3年4月から令和4年3月までの過去1年間分の農地法第3条申請、農用地利用集積計画・農地利用配分計画から算出するものですが、単年の締結分のみではデータ数が不足し、平均の額を算出するにはバラツキが出るため、以前の締結分であっても、現在も賃貸借契約が継続しているものにつきましては、おおむね5年間分をデータとして採用し算出しております。また、それでも5件以上のデータがない場合には、参考として以前の価格を計上しております。

それでは、資料の2ページを御覧下さい。賃借料水準は10a当たりということで、1田、2畑、3樹園地の順で掲載しております。田につきましては、琴海地区の基盤整備地区で、73件のデータがあり、最高額が28,700円、最低額が9,200円ということで、平均額の17,400円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区の基盤整備地区、東長崎地区、茂木地区、旧長崎地区につきましては、データ件数が4件以下のため、参考といたしまして昨年度公表していた賃料を計上しております。

2番目に畑でございます。琴海地区の基盤整備地区で、47件のデータがあり、最高額が30,300円、最低額が9,600円ということで、平均額の21,500円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、高島地区におきましては、データ件数が4件以下のため、昨年度公表していた賃料を計上しております。

最後に3番目の樹園地でございます。長崎市全域で、163件のデータがあり、最高額が17,800円、最低額が4,200円ということで、平均額の7,600円を計上しております。

次に3ページを御覧下さい。参考といたしまして、平成29年度から令和3年度までの賃借料水準の推移を掲載しております。続きまして、4ページを御覧下さい。長崎市の地図の中に賃借料の情報を掲載しております。賃借料の情報は、新しい数値を、ホームページ上で公表し、農委だよりの次号に掲載するという事で議案として取り上げております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第6号議案について説明がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○委員 先ほど第4号議案1番でも質問したんですが、やはり、平均額がこのように出ている訳ですね。ですから、これは間違いではないですかね。間違いでなければ、集積計画には含められないと思うんですよね、金額的に、4号議案の1番は。指導はできなくても認められなかったらいい訳でしょう。ちょっと無謀ですもんね。賃借料情報を提供している中で、言えばこれは買い取りの金額に相当するような状況ですから、そうでしょう会長、認められなかったら、認められないでいいんでしょう。

○事務局長 すみません。これ、今日は〇〇委員がおられないので、法的な解釈もあるかと思うんですけれども、基本的には標準の小作料がなくなって、それぞれが、土地の貸し借りを、値段を決めてやりましょうと。ただ、そうした時に目安になる相場というものが、わからなければいけないので、相場を平均的に示しましょうというのがこれです。ただ、相場は、それに条件はここまでよとかいうものを示すものではなくて、世間一般的にはこれくらいで取引をされているので、御参考にとということで、目安ということで、農業委員会としては、資料を整理して提供をしているというものです。まあ、御兄弟であられるので、御兄弟の中で色々話をされて、この金額ということで折り合いをつけて今回載せているので、その金額が高すぎるから農業委員会として認めないというのは、それは理論としては中々難しいのではないかなと思います。すみません、以上です。

○委員 ただですよ、この金額だったら、農業経営はできないですよ、実際。結局経営ができなければ、そういう無理なことはしてはいけないというのは肯定されていいと思うんですけれどもね。

○事務局長 この権利の設定を受ける側の〇〇さんについては、全体の営農面積が 2,256 m²、うち今回の取引に関わるものが、323 m²ということなので、全体の二割ない、一割何分かが今回の権利設定をしようとしている農地です。そこで、営農が成り立つか成り立たないかというのは、新規就農者であれば、よく計画を立てられなくてというところもあるかと思いますが、この方は、多分長年営農をされてきているうえで、この権利設定については御兄弟で話をされて、了解をされたうえでの議案だというふうに私たちは受け止めております。以上です。

○委員 わかりました。

○議長 納得はいかないと思いますが、事務局のほうでもう一度、当事者に連絡をして、どういったことで、お互い決められて、貸し借りをされているんですかということだけ、ちょっとお尋ねしていただければどうですかね。

○係長 わかりました。当事者に直接ヒアリングをしまして、この金額を設定した理由についてお聞きして、〇〇委員に御報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり

り承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」、事務局から報告をお願いします。

○係長 報告事項1について御報告いたします。資料の1ページから7ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、7件の届出がありました。続きまして、資料の3ページから4ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、6件提出されました。続きまして、資料の5ページから7ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、13件提出されました。合計26件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」、私の方から報告いたします。会議は、7月8日に開催されました。資料は、8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は、諮問案件はありませんでした。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「農業委員等の公務災害補償制度について」、事務局から説明をお願いします。

○係長 報告事項3について御説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。今年度も、長崎県農業会議から農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について加入の案内がっております。資料の大きな1の「加入方法」についての「1制度のあらまし」にありますように、この保険制度は、一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約になっております。被保険者である農業委員等が公務従事中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または入院、通院した場合に保険金が支払われるという制度でございます。3の「保険期間」は、毎年10月1日16時から1年間となっております。4の「補償内容と保険料」ですが、表に記載のとおり、農業委員及び推進委員の皆さんにあてはまるのは、A型からC型までの3区分となっておりますが、これは年間の平均活動日数によって区分されており、補償内容につきましては、例年の内容と変更はあっておりません。5の「加入口数と型」につきましては農業委員会単位で加入することとなっております。加入者全員が同一口数で加入することとなります。この保険には、長崎市農業委員会として毎年加入しており、昨年度はA型1口1,000円に3口3,000円で加入しております。これらのことを踏まえ、今年度につきましても、加入するか、しないかを協議いただき、加入するのであれば、どの型に何口加入するかと

ということと、例年加入する際の保険料については、8月の報酬から差し引かせていただき徴収させていただいておりましたが、その徴収の方法についても、併せて御協議いただきたいと思います。

なお、先日の運営委員会において、例年どおりA型の3口でどうかということと、保険料の徴収は行わず、互助会の会計から支出してはどうかということで話がありますので、それらも参考に御協議していただきたいと思います。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、先日開催された運営委員会の中で、公務災害補償制度の申込み口数については、昨年と同様の条件でどうだろうかとの意見と、保険料については、これまで互助会の会費として徴収した分の残高に余裕があることから、そこから支払うこととしてはどうかとの意見がございましたが、他に御意見等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、昨年と同様A型3口、3千円ということで申込みをしたいと思います。また、保険料については、これまでの互助会会費の徴収金の残高から支払わせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、報告事項4「農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、報告事項4について御説明いたします。資料の5ページを御覧ください。令和4年3月28日付けで発出された農地利用最適化交付金事業実施要綱について、令和4年7月1日に一部改正の通知がありましたので、その主な内容について御説明させていただきます。主な変更点は、表に記載のとおり3点あります。1点目は、一月の活動日数が0日であった推進委員等がいた場合に、長崎市として当該交付金がもらえなくなるという、いわゆる「連帯責任」の要件が削除されました。これによって、万が一0日となった委員がいた場合でも、農業委員会としての交付金はもらえるようになりました。

2点目は、年間の月平均の活動が5日以下となった委員は、交付金の算定対象外となっておりますが、これが、年間の月平均の活動が1日未満へと緩和されました。これによって、年間の月平均1日以上活動になれば、交付金の算定対象となります。

3点目は、令和4年度の活動実績及び成果実績に基づく交付金の評価期間が、1月から9月とされていたものが、4月から9月へと変更になっております。なお、下段の注意事項に記載のとおり、交付要件は緩和されましたが、同交付金を十分に活用するためには、活動日数を一定数確保することが必要な点は変更ありません。また、求められる農業委員会活動の見える化にこたえるため、組織運動として日常的に実施した活動はすべて活動記録簿に残す取り組みを進めており、このことは、農地利用最適化交付金の要件に関わらず必要な取組となっております。今回要件が緩和されておりますが、現在委員の皆さんには、

お忙しい中でもたくさんの活動を記録簿に記載いただいている状況ですので、このまま継続して実施していただきますようお願いいたします。

資料の6ページ以降には、当該交付金の交付要綱の新旧対照表を掲載しておりますので、後程御参照ください。なお、今回の改正に伴い、委員の皆さんへ配付していますオレンジ色のファイルの最初に添付していた「農業委員会活動について」の資料を修正し、別途配付しておりますので、差し替えていただきますようお願いいたします。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から御意見・御質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「違反転用防止強化月間事業について」事務局から説明をお願いします。

○係長 令和4年度における違反転用防止強化月間事業について御説明いたします。資料の1ページから5ページになります。資料の1ページを御覧ください。1の目的につきましては、かけがえのない農地を守り活かすため、違反転用防止月間を設けて、各広報活動により、違反転用に対する意識を喚起するとともに、農地パトロールによって、違反転用の状況把握を行うことを目的としております。次に、2の強化月間についてですが、例年8月に事業を行っておりますが、本年度につきましても8月1日から8月31日までを、強化月間として事業活動を行うこととしております。次に3、月間事業・活動内容としましては、①農業委員及び推進委員により各担当地区の見回りを行うことにより状況を把握していただき、違反転用を発見した場合につきましては、農地所有者に対して事情を聴取し、指導等を行い、別紙3「農地違反転用報告書」により事務局へ報告をしていただきます。②広報等による周知ですが、「週間あじさい」でのテレビ放送、「市政だより」でのラジオ放送及び「広報ながさき8月号」、「農委だより」への掲載を予定しております。③ポスター掲示につきましては、市役所本館玄関ロビー、各地域センター及び農協に、2ページにあります別紙1のポスターの掲示をいたします。④チラシ配布については、市関係部局及び農協へ、3ページから4ページの別紙2の両面チラシを配布いたします。なお、建設業界への周知も必要なため、一般社団法人長崎建設業協会へも協力をお願いをいたしております。

以上、違反転用防止強化月間事業の概略となりますが、各農業委員・推進委員の皆様におかれましては、農地パトロールを実施していただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきましても、何か御意見、御質問はございま

せんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 資料は引き続き6ページを御覧ください。今年度の目標141部に対し、先月の報告以降増減等はありませんでしたので124部となっております。目標達成に向けて御協力いただきますようお願いいたします。

続きまして、その他の事項3について説明いたします。資料7ページから8ページにかけて4月から6月までの現在提出をさせていただいている分について記載しております。日数について御自身が把握している日数と異なっている場合は、後程事務局に御連絡ください。その他の事項2及び3についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和4年8月、9月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、令和4年8月、9月の行事予定についてお知らせいたします。資料の9ページを御覧下さい。初めに、8月の予定です。2日火曜日、令和4年度認定農業者連絡協議会総会が15時からホテル長崎で開催される予定です。4日木曜日、令和4年度長崎市農業振興会役員会・総会が14時から、新興善メモリアルホール他で開催される予定です。10日水曜日に長崎県農業会議常設審議委員会が長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席予定です。22日月曜日、10時から農業委員会運営委員会、29日水曜日14時から農業委員会8月総会、総会終了後に長崎県農業会議による地区別農業委員・推進委員研修会を開催する予定となっております。

次に、9月の予定ですが、9日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会、22日木曜日10

時から、農業委員会運営委員会、29日月曜日、農業委員会総会を開催する予定としております。8月、9月の行事予定のお知らせは以上でございます。

○議長 ありがとうございました。それでは、これで7月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変御苦勞様でした。